

十一、学生生活への配慮<学生生活>

[到達目標]

大学における学生生活を通して豊かな人間性を涵養し、学生の資質・能力を十分に発揮させるために、適切な環境を整えるとともに、それぞれの学生の個性に応じた学生生活上の指導・助言を適切に行うことを目標としている。より具体的には、経済的支援を必要とする学生への奨学金等によるサポート体制の拡充、生活全般およびメンタル面の支援が必要な学生に対するカウンセリング制度の充実、課外活動に対する指導・支援体制のよりいっそうの整備、資格取得を目的とする学生に対する課外授業の拡充、就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置などを中長期的な到達目標としている。

(1) 大学・学部の学生生活への配慮

a. 学生委員会

(学生への経済的支援)

奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

[現状の説明]

別表2に、本学学生に適用される奨学金制度の主なものを示す。本学独自の奨学金としては、松山大学特別奨学金、松山大学奨学金、温山会奨学金、留学生のための奨学金等が存在する。

松山大学特別奨学金は、松山大学に在籍する学生(大学院生を含む)で、突発的な事由により学費の支弁が著しく困難になった者に対し、学業達成に資することを目的とする。給付額は、当該年度の授業料および教育充実費(大学院にあっては在学料)の年額の2分の1相当額又は当該学期分学費の半額相当額で、1年次生の後学期から適用される。近年の支給実績は、2002(平成14)年度22人、2003(平成15)年度18人、2004(平成16)年度28人となっている。

松山大学奨学金は、松山大学に在籍する私費外国人留学生を除く学生(大学院生を含む)で、学業、人物ともに優れ、かつ経済的な事由で学費の支弁が困難な者に対し、学業達成に資することを目的とする。給付額は月額4万円(年額48万円)である。近年の支給実績は、2002(平成14)年度61人、2003(平成15)年度64人、2004(平成16)年度58人、2005(平成17)年度59人となっている。

温山会奨学金制度については、設立当時(昭和30年代)から支給額が変わっておらず、少額であることから他の奨学金との併用を行っている。

2001(平成13)年度までは正規の留学生に対しては授業料相当額の奨学金を支給することで学業生活の支援を行ってきたが、留学生入学者数の急増のため、2002(平成14)年度より支給額を半額にすることとなった。

[長所と問題点]

近年の厳しい経済状況のもと、奨学金の受給を希望する学生数は高い水準で推移している。上記各種の奨学金制度は勉学意欲のある学生にとって意義のある制度として運用されていると言ってよいであろう。

[将来の改善・改革に向けた方策]

将来の改善・改革に向けた方策としては、①支給額の増加、②支給対象者の増加、③成績基準の見直しなどが考えられようが、近年の学生の著しい学力低下を鑑みれば、特に③について真剣に検討すべきかもしれない。

各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性

[現状の説明]

各種奨学金へのアクセスに関しては、学生課において希望者に冊子『奨学金案内』を配布している。この『奨学金案内』には、各種奨学金に関する説明および申込のための各種書式が要領よく纏められている。また、同様の情報が、インターネットを通じて、松山大学ホームページから容易にアクセスできるようになっている。

[長所と問題点][将来の改善・改革に向けた方策]

上記冊子『奨学金案内』は毎年 800～900 部用意され、その大半が学生の手に渡っている。本学学生の各種奨学金へのアクセスに関し、基本的に問題はないと言ってよいであろう。

別表 2

学年	給貸別	種類		名称	金額(月額)	採用予定人数
1 年 次 生	給 付	学内	単年	松山大学奨学金	40,000 円	約 20 名
				松山大学温山会奨学金	10,000 円	2 名
		民間	継続	星川奨学会	30,000 円	約 3 名
				三浦教育振興財団	30,000 円	約 3 名
	貸 与	日本 学生 支 援 機 構	継 続	日本学生支援機構(第1種) —無利子—	(館)51,000 円 (館外)61,000 円	約 62 名
				日本学生支援機構 (きぼう 21 プラン) —有利子—	30,000 円	約 121 名
					50,000 円	
					80,000 円	
100,000 円						
2 年 次 生 以 上	給 付	学内	継続	松山大学奨学金(第1種)	30,000 円	
				松山大学奨学金(第2種)+松山大学親愛奨学金	24,000 円	
			単年	松山大学温山会奨学金	10,000 円	2 名
		民間	継続	村田奨学会	15,000 円	約 7 名
	貸 与	日本 学生 支 援 機 構	継 続	日本学生支援機構(第1種) —無利子—	(館・2,3年次)50,000 円 (館外・2,3年次)60,000 円	約 62 名
					(館・4年次)49,000 円 (館外・4年次)59,000 円	
				日本学生支援機構 (きぼう 21 プラン) —有利子—	30,000 円	約 121 名
					50,000 円	
80,000 円						
100,000 円						
松山大学特別奨学金				学費の全額又は半額		約 27 名
私費外国人留学生学費減免				学費の全額又は半額		約 30 名

(生活相談等)

学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮の適切性

[現状の説明]

学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生等に関しては、保健室が対応を担当している。他方、精神衛生的支援については、カウンセリング・ルームが窓口となっている。保健室は組織機構上、学生部の下に学生課と併記されているが、細かな規定の整備が今後の課題となっている。

保健室は、学生および教職員の心身の日常的なケアサービスを行うことを旨として、たとえ些細な事柄でも気軽に相談できる、立ち寄り易い場所となるよう努めている。また、その一環として、健康診断のみならず、学外の保健センターや専門家等とも連携して、エイズ等に対する予防のための「性教育」や「食育」にも力を入れている。具体的には、学園祭でのイベントの実施や演習時間を使つての講演・講義の提供を行っている。

他方、近年の学生相談件数の増加傾向を踏まえて、カウンセリングの充実にも注意を払っている。これは、潜在的な「悩み」を抱えた学生の存在も考慮すると、その拡充・改善が極めて重要であるとの認識に基づくものである。また、昨今の時代の不透明感や曖昧性を反映して、学生が将来の目標を見つけることが出来ずに漠然とした不安感を抱き、精神的に不安定な状態にあることが決して特別なことではなくなっているとの危機感を抱き、その迅速な対応の必要性を感じている。

現在、本学ではこれらの点を勘案して、カウンセリング担当者数として、精神科医(非常勤)、臨床心理士(常勤および非常勤)、本学の専任教員がスクラムを組み、その対応にあたっている。また、定期的なカウンセリング担当者会議を開催し、相互に情報交換をし、学生への対応の向上・改善に努めている。

ハラスメント防止に関しては今後、その充実に向け、さらなる検討を加えていく予定である。なお、大学院に関しても同様なサービスを提供している。

生活相談担当部署の活動上の有効性

[現状の説明]

学生が学生生活を送る上で遭遇する様々なトラブルや相談(例えば、修学や進路に関する相談、経済問題や悪徳商法などに関する相談など)に関しては学生課で対応している。学生および教職員の心身健康上の保持・増進に関しては保健室が対応している。さらに、精神衛生的支援を始め、専門的な知識を必要とする相談や問題などに関してはカウンセリング・ルームが対応している。

[長所と問題点]

学生課はスタッフ5名で運営し、オープンカウンターで常時個別相談に応じている。保健室はスタッフ3名で運営し、学生が気軽に立ち寄りやすい雰囲気を持することに関心を配り、オープンカウンターで常時個別相談に応じている。また、保健室では、毎年度始めに全学生に対して健康診断を行い、要検査の場合、その検査費用は大学側が全額負担している。さらに健康診断問診票において、愁訴事項の多い学生を呼び出して個別面談するなど、限られたスタッフにも関わらず、きめ細かいケアをしている。学生課対応および保健室対応に関わらず、深刻なケースはカウンセリング・ルーム担当者による対応に切り替えている。カウンセリング・ルーム担当者は臨床心理士を中心とする専門家で構成され、カウンセリング・ルームそのものも学内の最も静穏で秘密を保てる場所に設置されている。

別表1が示すように、近年学生相談数が増加の傾向を見せているが、相談内容の最近の傾向としては、対人関係で悩みを抱える学生が多いことが挙げられる。また、この問題に関しては相談人数が多く、また一人あたりの相談回数も多い(別表1の「対人心理」の項目を参照)。何らかの問題を抱えた学生に対して

は、早期の対応が望まれるが、この点では指導教授によるチェックが有効に働く場合が多い。松山大学では学期ごとに指導教授が指導学生に成績表を手渡すシステムであり、これにより出席不良・成績不良の学生を早期に発見することができる。また履修事務などを担当している学務課事務職員が、履修状況に問題のある学生などをチェックし、指導教授に連絡するシステムも有効に機能している。出席不良・成績不良の学生は生活面や精神面で何らかのトラブルを抱えていることが多く、この成績管理システムを活用することにより、学生が抱えるトラブルを早期に発見できるとともに、さらに学生相談体制を活用して、早期解決を図っている。

[将来の改善・改革に向けた方策]

学生の方から相談に来る、あるいは大学側から学生を呼び出して個別相談する、など顕在化した問題に対しては必要十分な体制が取れているが、これからは潜在している問題に対していかに取り組むかが課題となる。このためには問題の早期発見に努めることが重要であり、上述の成績管理システムをはじめ、教員と事務職員との連携、学生に対するきめ細かいケア、大学と保護者との密接な連絡などがこれまで以上に求められる。これらは既にシステムとして存在しているので、より一層有効に機能させることが重要である。また、対人心理に不安を抱える学生が増加していることに関して、学生相談といういわば事後の対策だけでなく、事前対策として、集団生活に適合させるために入学時に各種ガイダンスを充実させると共に、早期に自己発見・自己実現を図り、将来の目標を見つけるためにもキャリア・マインド育成のための授業などの設置・充実が望まれる。

別表1

(2003(平成15)年度相談学生数)

()内は女子の内数

相談内容 年次	修学	対人心理	進路	健康	経済	課外活動	法律	その他	合計
1年	4(3)	9(5)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(3)	16(11)
2年	1(0)	11(8)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	14(9)
3年	0(0)	13(7)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	17(10)
4年	3(2)	7(5)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	3(2)	16(11)
5年以上	0(0)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)
小計	8(5)	42(26)	5(3)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)	8(6)	65(42)
大学院	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
短期大学	0(0)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)
科目等履修生	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(3)	4(3)
計	8(5)	44(27)	5(3)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)	12(9)	71(46)
相談回数	11(8)	288(180)	6(4)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)	38(36)	345(230)

(2004(平成16)年度相談学生数)

()内は女子の内数

相談内容 年次	修学	対人心理	進路	健康	経済	課外活動	法律	その他	合計
1年	1(1)	14(7)	1(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	17(9)

2 年	0(0)	7(6)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	8(7)
3 年	0(0)	21(18)	0(0)	0(0)	0(0)	3(2)	1(1)	2(1)	27(22)
4 年	7(2)	10(5)	3(2)	0(0)	0(0)	1(1)	1(0)	0(0)	22(10)
5年以上	0(0)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	3(2)
小 計	8(3)	54(37)	4(2)	1(1)	0(0)	4(3)	3(2)	3(2)	77(50)
大学院	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
短期大学	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
科目等履修生	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
計	8(3)	55(38)	4(2)	1(1)	0(0)	4(3)	3(2)	3(2)	78(51)
相談回数	18(9)	404(275)	12(5)	2(2)	0(0)	9(5)	4(0)	13(11)	462(307)

生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況

[現状の説明]

カウンセリング・ルーム担当者は現在8名(専任教員2名、学医(非常勤)1名、臨床心理士(非常勤)5名)であり、教員2名のうち1名は臨床心理士の資格を持ち、もう1名は法律相談への対応のために法学部から選出されて任に当たっている。カウンセリング・ルームの相談受付は保健室にて行っているが、保健室と学生課とカウンセリング・ルーム担当者とは互いに綿密に連絡を取り合い、連携を保っている。

[長所と問題点]

前回の自己点検・評価において問題点として挙げられていた「専任教職員の臨床心理士がいないこと」については、2005(平成17)年度よりこれまで非常勤だった臨床心理士1名を専任教員として雇用し、カウンセリング・ルームの責任者とすることができたために、質的に大いに改善された(参照:『松山大学の現状と課題—2001年度点検・評価報告書 大学基礎データ調査』p. 226)。また、非常勤の臨床心理士も1名増員したために、数量面でも充実が見られた。問題点としては、個人情報の保護と問題対処のための情報共有という矛盾点をいかに支障無く解消していくかが挙げられよう。具体的な対応策としては、原則的に個人情報保護と守秘義務を最大限に遵守しながらも、授業など個々の状況に応じて、必要であれば本人の了承を得た上で、必要最小限度の情報共有を図ることが考えられる。

[将来の改善・改革に向けた方策]

従来から問題点として挙げられていたカウンセリング・ルームの担当スタッフ充実面については、一応の解決が見られたが、2006(平成18)年度から薬学部が新たに開設されるため、薬学部の完成予定年度の2011(平成23)年には160名(定員)×6ヶ年=960名の学生が増加することになる。これに伴い、当然学生相談数も増加することは必至であり、将来的にカウンセリング・ルーム担当スタッフの充実を再び迫られることになるであろう。漸次、担当スタッフを増やしていくことを検討している。

学内の生活相談機関と地域医療機関との連携関係の状況

[現状の説明]

本学では、学生の心身健康上の保持・増進への対応等に関しては保健室が対応にあっている。精神衛生的相談については、保健室が窓口となりカウンセリング・ルームが対応にあっている。また学生生活全般については主に学生課が対応にあっている。そこで心身の健康上問題があると思われる学生について

ては学医や医療機関と連携して対応にあたっている。

[長所と問題点]

学内で実施される健康診断において精密検査が必要と判明した学生に対しては、保健室から依頼書を出し病院等の医療機関において精密検査を行う。学内で実施される健康診断において精密検査が必要とされる学生数は表1の通りである。精密検査の費用は学校側が負担し、結果は保健室にフィードバックされるので、その後の健康管理が行いやすい。精神衛生的相談についてはカウンセリング・ルームの充実を現在図っており、学内スタッフでは対応しきれない学生については、精神科医である学医と連携して対応にあたっている。また、愛媛県保健所や松山市保健所との連携をとりながらエイズ教育や健康教育を行っている。

[将来の改善・改革に向けた方策]

学医や保健所などとの連携をより強固なものにし、精密検査後の結果のフィードバックをもとに、事後指導の徹底を図り、学生の心身の健康の保持増進に努める。また保健所などとの連携を保ちながら、学生の性教育や健康教育の充実を図る。

不登校の学生への対応

[現状の説明]

現在、本学では精神衛生的相談については保健室が窓口となり、カウンセリング・ルームが対応にあたっている。精神的問題のため不登校になっている学生の数は正確には把握できていないが、表2・3のように学生のカウンセリング・ルームでの相談件数は多く全学的対応が必要である。

[長所と問題点]

現在、問題を抱えている学生を出来るだけ早い段階で支援するため、演習担当教員や保健室、カウンセリング・ルーム担当者だけでなく、各部署で学生と接する職員も、問題を抱えている学生を支援もしくは速やかに演習担当教員や保健室、カウンセリング・ルーム担当者に報告するようになっている。表2・3が示すようにカウンセリング・ルームの相談件数は多く、表2のスタッフで対応にあたり、学内スタッフでは対応しきれない学生については精神科医である学医と連携して対応にあたっている。カウンセリング担当者は年数回のカウンセリング担当者会議を開き、現状の報告、今後の対策を報告している。そこではカウンセリング記録を残した学生に関する情報を他のカウンセラーも共有できるようにし、問題がある学生についてはその情報を学生部長、学生委員長、そして学長へと報告する体制を作っている。しかし、本学には心身の健康上問題のある学生の情報を把握し、全教職員間で共有するシステムが確立されていないため、これらの学生が授業や様々な学内のサービスを受ける場合に不利な状況になることが予想される点である。例えば、精神的な問題を抱えている学生がいたとしても、授業担当教員が気づかずにそのまま授業を進めてしまうような場合である。

[将来の改善・改革に向けた方策]

今後、全学的な保健センターの設立を視野に入れて、精神的な問題を抱えている学生がいたとしても、授業担当教員が気づかずにそのまま授業を進めてしまうような事が起こらないよう、教職員が一体となり心身の健康上問題のある学生に対して情報を共有し、授業や学内サービスにおいて不利にならないよう努力していくことが重要であると思われる。

表1 2004(平成16)年度健康診断

学年	健康診断 受診者数	精 査 指示者数	精 査 受診者数	精査結果			
				要治療	要精査	要経過 観察	異常なし
1年	1335	50	46			2	44
2年	1057	37	37	2		6	29
3年	1217	53	52	1	1	7	43
4年以上	1520	48	46	1		12	33
短大	187	11	9				9
大学院	28	1	1				1
合計	5344	200	191	4	1	27	159

表2 2003(平成15)年度カウンセリング・ルーム相談学生数()内は女子の内数

相談 内容 年次	修学	対人 心理	進路	健康	経済	課外活動	法律	その他	合計
1年	4(3)	9(5)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(3)	16(11)
2年	1(0)	11(8)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	14(9)
3年	0(0)	13(7)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	17(10)
4年	3(2)	7(5)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	3(2)	16(11)
5年以上	0(0)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)
小計	8(5)	42(26)	5(3)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)	8(6)	65(42)
大学院	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
短期大学	0(0)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)
科目等履修生	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(3)	4(3)
計	8(5)	44(27)	5(3)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)	12(9)	71(46)
相談回数	11(8)	288(180)	6(4)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)	38(36)	345(230)

表3 2004(平成16)年度カウンセリング・ルーム相談学生数()内は女子の内数

相談 内容 年次	修学	対人 心理	進路	健康	経済	課外活動	法律	その他	合計
1年	1(1)	14(7)	1(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	17(9)
2年	0(0)	7(6)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	8(7)
3年	0(0)	21(18)	0(0)	0(0)	0(0)	3(2)	1(1)	2(1)	27(22)
4年	7(2)	10(5)	3(2)	0(0)	0(0)	1(1)	1(0)	0(0)	22(10)
5年以上	0(0)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	3(2)
小計	8(3)	54(37)	4(2)	1(1)	0(0)	4(3)	3(2)	3(2)	77(50)

大学院	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
短期大学	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
科目等履修生	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
計	8(3)	55(38)	4(2)	1(1)	0(0)	4(3)	3(2)	3(2)	78(51)
相談回数	18(9)	404(275)	12(5)	2(2)	0(0)	9(5)	4(0)	13(11)	462(307)

(課外活動)

学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導・支援の有効性

[現状の説明]

本学は、「松山大学課外活動規程」により、学生自治会の下にある文化系および体育系諸団体の活動を、学生の自主性に基づく課外活動として認めている。そして、文化系および体育系の諸団体には、本学の専任教員の中から当該団体が候補者を推薦し、これを学生委員会に諮り学長が委嘱する「顧問・部長」を必ず置かなければならないとしている。「顧問・部長」は、学生の自主的運営を尊重しながら活動の充実、向上に役立つための指導・助言を行うことになっている。

[長所と問題点]

諸団体に必ず置かなければならない「顧問・部長」の呼称の区分は、文化系団体において指導・助言にあたる者を「顧問」といい、体育系団体において指導・助言にあたる者を「部長」という。

「顧問・部長」には、専任の教員が就任しているが、必ずしも全教員が公平に就任している訳ではない。1 教員が複数の団体を引き受け、積極的に課外活動の学生と接触している教員もいれば、反面、課外活動には全く関与していない教員もいる。「顧問・部長」に就任している大半の教員は、正課授業、時間外指導、各自の研究、学会、研究会への参加、各種委員会の役務等に多くの時間が割かれ、課外活動に対して指導・助言を充分に行うことができていない。

[将来の改善・改革に向けた方策]

「顧問・部長」に対する学生からの声として「日常的な活動にもっと顔を出してもらいたい」「試合やイベントがある時もっと見に来て欲しい」などの要望があることから、今までのような名目だけの「顧問・部長」ではなく、専任の全教員が文化系および体育系の諸団体の指導に協力できるような体制を作りたい。即ち、専任の全教員が「顧問・部長」となり、学生からの声でもある日常の課外活動にも顔を出すことで、学生の別な面が見えたり、学生への興味が自然に湧いてくるであろう。そして、課外活動への理解も深まり、学生にも直接、指導・助言ができるのではないかと考え、「1 教員が必ず1 団体の「顧問・部長」に就任すること」としたい。

具体的には、団体の学生責任者又は主務から「顧問・部長」へ、毎月の練習予定表と試合やイベントの開催場所・時間等の案内、そしてコメントをネットで送り、練習および試合・イベントへの見学・応援を促すこととしたい。そして試合・イベントの終了後、結果報告を団体の学生責任者又は主務が『顧問・部長』の研究室を訪ね、口頭で報告する。このように報告・連絡・相談を「顧問・部長」へ行うことにより連帯感も生まれ、円滑な関係になれば、活動の充実・向上に役立つための指導・助言ができるものと考えられる。

併せて、2004(平成16)年度に開催された「大学問題研究会」(本学の研修会)で提案された、専任の事務職員が「副顧問・副部長」に就任し、『顧問・部長』をサポートしながら学生への指導・助言の充実を図るといふ、全教職員が一丸となった課外活動への取り組みを行いたい。

学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

[現状の説明]

本学が定めた「松山大学課外活動規程」において、学生代表(自治会執行委員会代表, 体育会代表, 文化会代表等 5 名)と大学関係者(学生委員長, 学生委員, 学生部職員等 6 名)が定期的(4 月・7 月・10 月・1 月)に意見交換又は協議を行うシステムとして「課外活動協議会」を設置している。

「課外活動協議会」では、「松山大学課外活動規程」に関することおよび課外活動に関して問題が生じた当該団体から学生代表と大学関係者が意見を聴取し、それを学生委員会に諮り、問題処理を行っている。

また、大学関係者から課外活動に関する情報を学生代表に伝達を行ったり、学生代表から文化系および体育系の諸団体の要望事項を大学関係者に提示するなど、学生代表と定期的に意見交換および情報交換を行っている。

[長所と問題点]

定期的に行われている「課外活動協議会」の例会開催月(4 月・7 月・10 月・1 月)の時期についてであるが、開催月 4 月の場合、学生は、年度始めの諸行事や履修登録等に時間を割かれ、職員は、入学期の事務が繁忙を極めているので、「課外活動協議会」の開催日の調整がつかず、5 月に開催を延期している。また、開催月 7 月の場合、四国地区大学総合体育大会および前期試験を実施しているため、開催していない。

[将来の改善・改革に向けた方策]

1988(昭和 63)年 4 月 1 日から施行されている「課外活動協議会」は、学生代表と大学関係者が定期的に意見交換および情報交換を行う場として、有効に機能しているので今後も継続させたい。

ただ、問題点でも指摘したように 4 月開催を 5 月に変更し、7 月を取りやめ、年 3 回(5 月・10 月・1 月)「課外活動協議会」の例会を開催し、緊急な問題が発生すれば「臨時会」を開催してはどうかと考えている。

b. 就職指導常任委員会

(就職指導)

学生の進路選択に関わる指導の適切性

企業のリクルート活動の早期化によって、学生側の就職活動の早期化が一段と目立つようになった。受験勉強を終えて、じっくり大学生活を送ろうとしている学生に対して、早くからキャリア・マインドが育つように指導することが、最大の課題となっている。

3 年生の後期の時点で、自分の特性・性格を理解して、どのような生活をしたのか、そのためにはどのような職業に就くべきか、というような人生設計がある程度できていなければならない。この設計にしたがって学生の進路の選択がされることになる。この点が十分できている学生は問題がないのであるが、この点が十分でない学生が増えつつあるということが問題である。

大学は学問をする場と同時に、職業人を養成する場でもあるから、大学も後者の視点から学生の教育および進路指導に当たらなくてはならない。豊富な教養だけ備わっていても、社会性が身につけていなければ、職業人として社会に出ることは困難であろうし、逆に、社会性、実社会で生きるノウハウだけ身につけても、社会人としてのモラルや教養に欠けていれば、資質に欠けた職業人になってしまう。したがって、学生の進路選択に関わる指導は、学問的教育と実践的教育が一体化したものとして行うべきと考える。

そのような観点から、本学では 1 年次に始まる基礎演習、各年次に専門演習を設けており、少人数で個

人指導を行える教育の機会を学生に与えている。各演習において、それぞれの教員の専門性を生かしたクラスや、文章表現および日本語の使い方を学ぶクラスなどを設定することによって、学習能力を高める教育に取り組んでいる。また、後述するように、1年次生の時に、職業意識の向上に役立つように、全学生に職業適性テストを課し、さらに学年ごとに自己分析テストなどの機会を提供している。このような具体的な取組みの目的は、就職活動の時期が来ても、どうして良いのか分からないまま時間だけが過ぎてしまい、自信を無くして、問題を先延ばししてしまう学生の数を減らすことにある。なるべく早い時期から学生の希望する進路を明確にさせることで、限られた学生生活を有効に使うと願っている。

もっとも、演習は学部によっては選択制を採用しているため、演習を選択していない学生の指導方法は考える必要がある。概して、演習を選択しない学生は学習意欲に欠けて、将来の就職にも関心が薄いケースが少なくない。ただし、この問題はキャリアセンターだけでは解決できるものではないので、教学的観点から取り組むべき問題であろう。

最後に教員の就職支援体制に関する認識問題がある。大学教育の目的は、学生の知的能力を開発し、その個性を伸ばし、社会に貢献できる人材として送り出すことと思われる。この目的が達成されていれば、学生自らが、自分の人生設計の基に、就職活動も的確に行えるはずであるが、これが十分に行えない学生が増えつつあるということが重要な問題である。

就職担当部署の活動上の有効性

キャリアセンターはスタッフ6名で運営し、オープンカウンターで学年に関わらず資料閲覧ができ、常時、個別相談に対応できる体制をとっている。全国約4,000社の企業ファイルを整理し、情報を自由に見られるようにしており、また、端末を設置し情報の収集ができるよう設備も備えている。生の情報を学生に伝えるため毎年500~600社の企業訪問をし、学生に情報を公開している。

就職活動支援策の現状

現在の就職活動早期化に対応すべく、1年次から適性検査を実施している。2005(平成17)年度においては、適性検査の結果をより深く学生に認識してもらい、職業に興味をもたせるため、正規の授業時間を利用して行った。さらに、3年次には、総合的なガイダンス、自己分析のための資料としてのR-CAP職業適性検査、就職総合テスト、就職活動体験講演会、各業界で活躍されている方々による講演などを行なっている。全学年を対象とする就職講演会では、今後のキャリアプランニングについて人事担当者やコンサルタントに講演をしてもらい、学生の職業意識改革を喚起させ、学生が進路を選択する際の情報提供の機会を提供している。2年次生以上には、公務員を目指す学生向けに公務員講座ガイダンスを行っている。これらの学生の就職支援は適切な時期に有効に行われている。

また、2004(平成16)年度から県外の就職を希望する学生を支援する事業(父母の会の支援による)として、松山と関西を結ぶバスを定期的に運行し、かつ関西で就職活動を行う学生に宿泊所を提供するサービスを始めた。県外で自分の能力を試そうとする意欲的な学生を経済的に支援することを目的としており、在学生の内、県内学生の比率が7割を超える本学にとって、就職先を県外に広げるための新しいハード面の試みとして継続する予定である。

現在、就職指導を行う専門のキャリア・アドバイザーの配置を検討中である。企業側の学生を採用する際の視点、企業での就職後の実際の業務内容、産業構造の変革に伴う労働市場の実態を把握している人材の活用は、学生への適切な助言をする上で重要と考える。中期的課題としては、キャリアセンターを学生の就職活動支援、学生の教育、インターンシップ支援を統合するとしても組織を見直すことが挙げられる。

就職支援活動を、大学における将来設計をも含めた広い意味での人材育成だと捉えるなら、多くの教員がゼミや授業などを通して、積極的に関わらなければならない基本的な任務であり、またキャリアセンター、インターンシップ事業、教学組織と連携して、学生の就職活動を支援する必要がある。このため、就職指導常任委員会も就職状況の現状を正確に認識してもらうための情報提供を積極的に行うとともに、教員サイドからの情報をキャリアセンターに伝え、お互いに情報の共有に貢献すべきであると考えている。長期的課題は、教員の意識改革である。大学は、研究を行うアカデミックな場であると同時に、学生教育の場であるため、職業人育成に資する機関として機能するものである。職業人を社会に送り出す視点から学生の教育にあたるという意識を持つことが必要とされている。

c. 教務部教務課

(課外活動)

資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性

[現状の説明]

教務部教務課では松山大学生生活協同組合との協力により、資格取得を目指す学生の便宜を図るため、「日商簿記3級コース講座(春季・秋季)」、「日商簿記2級コース講座(秋季・春季)」、「システムアドミニストレーター初級講座(秋季・春季)」、「フィナンシャルプランナー講座」を開設しており、2004(平成16)年度からは学生の更なる資格取得の要望に応え、新たに「行政書士講座」を開設、現在に至っている。また、資格取得とは性質を異にするものの、教職課程受講者で教員採用試験合格を目指す学生のために「教職講座」も別途開設し、効果的な受験勉強ができる体制・環境を提供している。

[点検・評価][長所と問題点]

各種講座ともほぼ毎年度、一定の受講者数が確保できているのは、説明会等を通じて学生に対して適切な周知が図られており、これらの講座が開設されていることが学生の中に浸透している結果であると思われる(別表1参照)。講座受講者の合格率については、それぞれの資格取得に際して難易度が異なるために一律には比較できないが、個々の資格においては一定の、できれば高水準の合格率を維持できる努力が必要と考えられる。

別表1 各種講座年度別受講者・合格者数

開設講座	開設年度 受講者・合格者数		2001(平成13)年度		2002(平成14)年度		2003(平成15)年度		2004(平成16)年度	
	受講者数	合格者数	受講者数	合格者数	受講者数	合格者数	受講者数	合格者数	受講者数	合格者数
日商簿記3級(春季)	48	21	67	52	83	31	75	13		
日商簿記3級(秋季)	48	20	62	24	76	32	64	34		
日商簿記2級(秋季)	47	18	76	14	57	14	49	26		
日商簿記2級(春季)	-	-	26	6	39	1	18	6		
システムアドミニストレーター初級(秋季)	19	[不明]	8	[不明]	45	7	31	4		
システムアドミニストレーター初級(春季)	-	[不明]	10	[不明]	34	2	21	6		
情報技術者(春季)	14	[不明]	-	-	-	-	-	-		
ファイナンシャルプランナー	-	-	28	0	19	1	25	3		
行政書士	-	-	-	-	-	-	29	[未判明]		
教職	24	1	18	2	26	0	29	0		

[将来の改善・改革に向けた方策]

講座新設にあたっては教務部教務課と松山大学生生活協同組合の双方により、講座の内容、開設期間、陣容等について検討が行われているが、一定の実績を上げて軌道に乗っている講座については、積極的にその内容を見直す等、再検討がややもすれば見過ごされがち傾向が見られるため、講座の内容をより充実したものとし、合格率を少しでも上昇させるための方策の検討に着手する。また、学内的に各種講座の所管が教務部教務課だけではなくキャリアセンター部キャリアセンター課や広報部広報課等に分散してしまっているため、今後、一元化を図ることの是非を含めた検討が必要である。

(2) 大学院の学生生活への配慮

(学生への経済的支援)

奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

[現状の説明]

本学大学院生に適用される奨学金制度は日本学生支援機構を主とし、本学独自の奨学金としては、松山大学特別奨学金、松山大学奨学金、留学生のための奨学金等が存在する。

松山大学特別奨学金は、松山大学大学院に在籍する大学院生(学部生を含む)で、突発的な事由により学費の支弁が著しく困難になった者に対し、学業達成に資することを目的とする。給付額は、当該年度の在学料の年額の2分の1相当額又は当該学期分学費の半額相当額となっている。

松山大学奨学金は、松山大学大学院に在籍する私費外国人留学生を除く大学院生(学部生を含む)で、学業、人物ともに優れ、かつ経済的な事由で学費の支弁が困難な者に対し、学業達成に資することを目的とする。給付額は月額4万円(年額48万円)である。

2001(平成13)年度までは正規の留学生に対しては授業料相当額の奨学金を支給することで学業生活の支援を行ってきたが、留学生入学者数の急増のため、平成14年度より支給額を半額にすることとなった。

[長所と問題点]

近年の厳しい経済状況のもと、奨学金の受給を希望する大学院生数は高い水準で推移している。上記各種の奨学金制度は勉学意欲のある大学院生にとって意義のある制度として運用されていると見てよいであろう。

[将来の改善・改革に向けた方策]

将来の改善・改革に向けた方策としては、①支給額の増加、②支給対象者の増加などが考えられよう。

各種奨学金へのアクセスを可能にさせるための方途の適切性

[現状の説明]

各種奨学金へのアクセスに関しては、学生課において希望者に冊子『奨学金案内』を配布している。この『奨学金案内』には、各種奨学金に関する説明および申込のための各種書式が要領よく纏められている。また、同様の情報が、インターネットを通じて、松山大学ホームページから容易にアクセスできるようになっている。

[長所と問題点][将来の改善・改革に向けた方策]

上記冊子「奨学金案内」は毎年800~900部用意され、その大半が大学院生の手には渡っている。本学大学院生の各種奨学金へのアクセスに関し、基本的に問題はないと見てよいであろう。

(生活相談等)

学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮の適切性

[現状の説明]

大学院に関しても、学生と同様に以下のようなサービスを提供している。

大学院生の心身の健康保持・増進および安全・衛生等に関しては、保健室が対応を担当している。他方、精神衛生的支援については、カウンセリング・ルームが窓口となっている。保健室は組織機構上、学生部の下に学生課と併記されているが、細かな規定の整備が今後の課題となっている。

保健室は、大学院生および教職員の心身の日常的なケアサービスを行うことを旨として、たとえ些細な事柄でも気軽に相談できる、立ち寄り易い場所となるよう努めている。また、その一環として、健康診断のみならず、学外の保健センターや専門家等とも連携して、エイズ等に対する予防のための「性教育」や「食育」にも力を入れている。具体的には、学園祭でのイベントの実施などを行っている。

他方、カウンセリングの充実にも注意を払っている。これは、潜在的な「悩み」を抱えた大学院生の存在も考慮すると、その拡充・改善が極めて重要であるとの認識に基づくものである。また、昨今の時代の不透明感や曖昧性を反映して、大学院生が将来の目標を見つけることが出来ずに漠然とした不安感を抱き、精神的に不安定な状態にあることが決して特別なことではなくなっているとの危機感を抱き、その迅速な対応の必要性を感じている。

現在、本学ではこれらの点を勘案して、カウンセリング担当者数として、精神科医(非常勤)、臨床心理士(常勤および非常勤)、本学の専任教員がスクラムを組み、その対応にあたっている。また、定期的なカウンセリング担当者会議を開催し、相互に情報交換をし、大学院生への対応の向上・改善に努めている。

ハラスメント防止に関しては今後、その充実に向け、さらなる検討を加えていく予定である。

ハラスメントの防止のための措置の適切性

[現状の説明]

本学では、学生が個人として尊重され、人権を阻害されることなく、就学を健全で快適な環境の下に遂行できるよう「学校法人松山大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程」を設けている。

規程により理事長の下に、セクシュアル・ハラスメントの防止および被害救済の適切な対応を図るため、理事長、学長、理事長が指名した本法人理事1名、短期大学学長、各学部長、学生委員長、事務局長、理事長が指名した部長1名、理事長が専任職員のなかから委嘱した者若干名、その他防止委員会が必要と認めた者で構成するセクシュアル・ハラスメント防止委員会を置いている。

防止委員会は、事実調査を必要と認めた場合は、その下にセクシュアル・ハラスメント調査委員会を置き、その調査にあたらせる。そして、苦情の申出および相談に対応するため相談員を置いている。相談窓口は学生部学生課とし、セクシュアル・ハラスメントを含めたハラスメント全般について対応している。防止委員会、調査委員会の構成員、相談員は関係者のプライバシーの保護を最優先に対応している。

[点検・評価][長所と問題点][将来の改善・改革に向けた方策]

キャンパス内におけるハラスメントは、対象となった学生の尊厳を不当に傷つけるとともに能力の発揮を阻害し、就学をする上での権利を侵害するもので、大学にとっても、キャンパス内の秩序を阻害するとともに、教育機関としての社会的評価に悪影響を与えるものであり、このような行為はあってはならないものである。

本学では、現時点においてはハラスメントの問題は起きていないが、教職員ひとりひとりに意識を持た

せることを強く働きかけて、今後も引き続きこの問題の発生の防止に特別の配慮をする必要がある。

a. 経済学研究科

(大学院生への経済支援)

[現状の説明]

研究科設置以来、相対的に学部学生の学費を下回る学費(授業料)で大学院進学者を迎え入れてきた。これは、自活しながら研究を継続しようとする院生の生活を支援しようとする目的があるからである。奨学金に関しては、日本育英会や民間の各種団体からの奨学金がある。しかし、留学生に対しては、国費留学生を除くと、奨学金は全員にまではいきわたっていない。そこで、大学が学費の減免措置(半額)を講じている。留学生も含めて、大学院生の多くはアルバイトを余儀なくされているのが実態である。

(生活相談等)

学部学生と同様、近年は学生部でのカウンセリング体制が整えられている。留学生の相談については、国際交流センターが窓口になって各種の相談に対応している。

健康面については、保健室が対応しており問題は発生していない。

(就職指導)

大学院生の針路指導に関しては、研究科が組織的に対応しているわけではない。指導教授が個別に紹介するケースもあるが、基本的に院生個人が自力で将来の進路を決めているのが実情である。民間企業などが、大学院修了者を採用することに前向きになれば、キャリアセンター課に独自の窓口を開設することも必要になるであろう。

b. 経営学研究科

(学生への経済的支援)

奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

本点検事項は、学生部(学生委員長)所管である。

(学生相談等)

学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮の適切性

本点検事項は、学生部(学生委員長)所管である。

ハラスメント防止のための措置の適切性

大学全体として、「学校法人松山大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程」が存在している。現在まで、本規程に抵触した事例は聞き及ばない。

なお、本点検事項は、詳細は、総務担当理事所管である。

(就職指導等)

学生の進路選択に関わる指導の適切性

学生の進路選択に関わる指導については、院生の数が限られていることもあって、指導教授により、適切なかつ最良の進路指導がなされていると思われる。